

An aerial photograph of a coastal city, likely Miami, showing a large port area with numerous shipping containers on a dock. A large cargo ship is visible in the water, moving towards the viewer. The city skyline with many skyscrapers is in the background, and the water is a vibrant blue.

税務ニュースレター

2018年6月



Building a better
working world

目次:

- ▶ 付加価値税 – 基本食品に関する国家負担
- ▶ 団体と非政府組織の納税義務
- ▶ カンボジアの租税条約の発効
- ▶ 一般保険会社、再保険会社、マイクロ保険会社、貯蓄商品を提供する生命保険会社及び再保険会社の事業所得税と源泉徴収税の義務に関する規定及び手続
- ▶ 付加価値税の還付請求手続の変更

基本食品に関する付加価値税（Value Added Tax、以下「VAT」）の国家負担

(MEF 省令第 361 号、2018 年 4 月 3 日公布)

2018 年 4 月 3 日を発効日として、2018 年 4 月 3 日から 2019 年 12 月 31 日までの期間中、国内において供給される基本食品に関する VAT は国家負担として取り扱われます。省令によると、基本食品とは以下の通りです。

- 家禽（鶏及び家鴨）、牛肉、水牛、山羊、子羊、豚肉を含む生肉、酢漬け又は燻製の肉
- 生、漬物、燻製を含む全ての種類の家禽の卵
- 生、酢漬け、燻製を問わず、ロブスター、海老、蟹、人工肉を含む全ての種類の川魚及び魚介類
- 飴（お菓子）として分類されない全ての種類の砂糖
- 全ての種類の塩
- 全ての種類の魚醤と醤油

省令 361 は、レストランにて提供される上記の食品までは適用されません。

団体（Association）と非政府組織（Non-Governmental Organisation、以下「NGO」）の納税義務

(MEF 省令第 464 号、2018 年 4 月 12 日公布)

本省令は、団体と非政府組織の納税義務を明確にし、「団体」と「NGO」の定義をしています。

団体:

- 団体とは、利潤の追求の要素、もしくは団体の構成員間での経済的収入や利益の分配が無く、構成員の利害を代表もしくは保護する事を目的とする、個人又は事業体による会員組織又はそれに類する組織です。
- 団体には商業、工業、農業の会議所が含まれます。
- 省令において、カンボジアに設立された団体を「国内団体」といい、カンボジア国外にて設立された団体を「国外団体」といいます。

NGO:

- NGO とは、非会員組織又はそれに類する組織であり、利潤の追求もしくは NGO の構成員間の経済的収入や利益の分配が無く、公共の利益に資するために、1つ以上の分野にて資金やサービスを提供する目的により、個人もしくは政府機関以外の事業体により設立された組織を含みます。
- 省令において、カンボジアに設立された NGO を「国内 NGO」といい、カンボジア国外にて設立された NGO を「国外 NGO」といいます。

税務登録手続

全ての団体と NGO は、租税法（Law on Taxation）の新第 3 条及び第 101 条に従い、租税総局（General Department of Taxation、以下「GDT」）に登録をする必要があります。

事業所得税（Tax on Income、以下「TOI」）の免除

NGO と団体は、以下の場合に TOI の免除対象となることができます。

1. NGO は、宗教目的、慈善目的、科学目的、文芸目的、教育目的の為のみに設立され活動している。さらに、NGO の資産と収入はいずれも私的な利益のために用いられていない。
2. 団体の収入は、団体の出資者又は団体に関連する個人の私的な利益のために用いられていない。

TOI の免除

以下について免除されます。

- 個人又は法人により、団体又は NGO に対して合法的に行われた資金提供及び寄付
- 団体や NGO に帰属する資源もしくは資産

例外

省令 464 第 8 条では、団体や NGO が、TOI が免除されない事業活動からの収入を得る場合には、別の VAT 番号を登録し、この収入を適切に示す為に別の会計記録を作成することが求められます。

TOI は自動的には免除されません。このため、免除を希望する団体や NGO は、以下の書類を含む関連資料とともに、申請書を GDT に提出する必要があります。

- 国内団体及び国内 NGO に対する内務省（Ministry of Interior）からの覚書又は承認書
- 国外団体及び国外 NGO に対する外務国際協力省（Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation）からの覚書

団体や NGO に TOI 免除が認められた場合、免除後に団体又は NGO の状況に変更があった場合は、15 営業日以内に GDT に通知をする必要があります。団体又は NGO が上記の要件を満たさない場合、TOI 免除は取り消されます。

月次税務申告義務

TOI 免除を受けている団体や NGO は、納税額がない場合でも、税務上の法令や規定に従い、法定期限内に源泉徴収税、給与税その他の税金を申告する必要があります。

年次税務申告

団体や NGO は、TOI の免除を受けているかどうかにかかわらず、財務諸表、銀行口座情報、もしあれば資金調達契約内容の詳細、事業計画と報告書及びその他の関連文書とともに、年次 TOI 申告書を提出する必要があります。

カンボジアの租税条約（Double Tax Agreement、以下「DTA」）の発効

(GDT 通達第 4084 号、2018 年 3 月 26 日公布)

2018 年 2 月 2 日に経済財政省が発行した省令 116 の内容をより明確にするため、GDT は 2018 年 3 月 26 日に通達第 4084 号 (IN 4084) を発行しました。

省令 116 は、カンボジアとシンガポール、中国、タイとの間の DTA の批准を確認しました。シンガポールとタイとの DTA は、2018 年 1 月 1 日に発効し、中国との DTA は 2019 年 1 月 1 日から発効します。さらに、ブルネイとの DTA が批准されると、批准後の翌年 1 月 1 日に発効します。

IN 4084 は、カンボジアの納税者が国際取引に対して、DTA の規定を適用する際に遵守すべき行政手続をより明確にするために公表されました。

IN 4084 は納税者に対して、以下の項目に関するガイダンスを提供しています。

1) カンボジアにて条約の恩典を享受する方法

カンボジアにて条約の恩典を享受又は免除を申請する為には、カンボジアの納税者は GDT に以下の情報を提供する必要があります。

- 恩典又は免除を申請する支払いの受益者が、他方の締約国の居住納税者であることの証明
- 恩典又は免除を申請する支払いの受領者が、支払いの受益者であることの証明
- 源泉徴収義務者であるカンボジアの納税者は、DTA の恩典の享受又は免除の申請を行う前に、IN 4084 の別紙 II を作成し、GDT 内の法令・財政政策・国際協力局 (Department of Law, Fiscal Policy and International Cooperation) の許可を申請しなければなりません。

現在のところ GDT は別紙 II を公表していませんが、上記の書類を添付してシンガポールとタイとの DTA の適用による恩典の享受及び免除の適用を希望するカンボジアの納税者からの申請書について、検討を行うことを表明しています。

2) 税額控除の要求

控除を行い、他方の締約国における同種の所得について支払った税額に関する減額を要求するカンボジアの納税者は、他方の締約国の税務当局により発行された納税領収書を証明書として GDT に提出する必要があります。

3) カンボジアの居住者証明書の取得

カンボジアの納税者は、IN 4084 の別紙 I を作成することにより、GDT の行政総務局 (Department of Administrative and General Affairs) から居住者証明書を請求することができます。別紙 I も GDT によって公表されていないため、納税者は居住者証明書を取得したい場合、GDT の行政総務局に、税務登録及び VAT 登録の証明書を提出します。居住者証明書は、取得後 1 年間有効です。

一般保険会社、再保険会社、マイクロ保険会社、貯蓄商品を提供する生命保険会社及び再保険会社の事業所得税と源泉徴収税の義務に関する規定及び手続

(*MEF 省令第 490 号、2018 年 4 月 30 日公布*)

省令 490 は、財産や他のリスクへの保険及び貯蓄機能を備えた生命保険商品を提供する保険会社と再保険会社の所得 (TOI) と支払い (WHT) に課税する為の規則に関するガイダンスを提供しています。

一般保険

TOI:

一般保険会社や再保険会社又はマイクロ保険会社による財産や他のリスクの保険から得られる保険料は、会計年度中に受け取った総保険料の 5% の TOI が課されます。 TOI は月次で申告し、翌月 20 日までに GDT に支払う必要があります。

源泉徴収税が控除されている銀行預金からの受取利息に加えて、一般保険会社や再保険会社又はマイクロ保険会社に支払われた保険金請求額及び手数料は、TOI の対象とはなりません。 上記の支払い以外に一般保険会社や再保険会社又はマイクロ保険会社が獲得したその他の収入は、通常税率である 20% の TOI が課され、この収入に関連する費用は、この収入に対してのみ控除されます。

源泉徴収税 (*Withholding Tax*、以下「WHT」) :

非居住者である再保険会社への支払いは WHT の対象ではありません。

貯蓄機能を備えた商品を提供する生命保険及び再保険会社

TOI:

貯蓄機能を備えた生命保険又は再保険商品を提供して得られる保険料は、課税対象利益の 20% の TOI が課されます。さらに、月間売上高の 1% の前払税 (ミニマム税) を支払う必要もあります。省令における「売上高 (turnover)」の定義は以下のとおりです。

- 解約済みの総保険料収入や補償保険金を除く貯蓄商品を提供する生命保険や再保険事業からの総保険料とその他収入
- 他の事業活動からの収入

準備金の計算方法については、生命保険会社及び再保険会社は、国際的に認められている基準に基づいて責任準備金を計算することが認められており、準備金が生命保険会社又は再保険会社の勘定に計上された時点で控除されます。

2018 年 4 月 30 日に発行された省令の日付から 3 年以内に、経済財政省 (Ministry of Economy and Finance、以下「MEF」) は準備金の計算法の規定及びガイダンスを発行するとされています。

- 省令 490 によると、生命保険会社又は再保険会社によって算定された準備金が、MEF によって公表された規則によって認められた金額を超える場合、その差異は規則が公表された会計年度

において課税所得として処理されます。準備金が規則によって認められた金額よりも少ない場合は、その差異を控除することが認められます。

特定の期間内に請求額が支払われず、2年間顧客からのクレームがない場合、請求額は保険会社の課税所得とみなされます。

WHT:

居住者の生命保険会社または再保険会社から非居住者の再保険会社への支払いは、純保険料の 14% の WHT が課されます。「純保険料」は、総保険料から報酬費と手数料を控除したものです。

付加価値税の還付請求手続の変更

(*MEF 省令第 576 号及び第 577 号、2018 年 6 月 19 日公布*)

省令 576 と 577 が、カンボジアの納税者が VAT の還付請求を行う際の手続が変更されたことを公表する為に発行されました。

省令 576 と 577 の主要な点は以下の通りです。

- VAT 還付請求に要する期間は約 40 営業日となり、ゴールドの税務コンプライアンス・ステータスを取得した納税者については手続きが早くなります。
- MEF は、還付額が 20 億リエル（約 50 万 USD）を超えない場合、GDT の Kong Vibol 総局長に VAT 還付を承認する権限を委譲しました。これはすべての種類の納税者に適用されます。
- ゴールドの税務コンプライアンス・ステータスを取得した納税者の場合、Kong Vibol 総局長に移譲された還付の承認権限額に制限はありません。

Contact

For more information on this bulletin and Ernst & Young (Cambodia) Ltd's tax and advisory services, please contact:

Robert King, Partner, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

robert.m.king@vn.ey.com

Brendan Lalor, Director, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

brendan.james.lalor@kh.ey.com

Reangsey Darith Touch, Senior Manager, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

reangsey.touch@kh.ey.com

Channavy Din, Manager, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

channavy.din@kh.ey.com

小野瀬 貴久, Partner, Japan Business Services

takahisa.onose@vn.ey.com

須賀 勇介, Manager, Japan Business Services

yusuke.suga@kh.ey.com

Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

5th Floor, Emerald Building

#64 Norodom Boulevard corner Street 178

Sangkat Chey Chumneah, Khan Daun Penh

12206 Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

Tel: +855 23 860 450/451

Fax: +855 23 217 805

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2018 Ernst & Young (Cambodia) Ltd.

All Rights Reserved.

VN No. 030702001C

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/kh